

(事業主の方へ)

# 雇用調整助成金 ガイドブック (簡易版)

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

**緊急対応期間**

**(４月１日～６月３０日)**

このガイドブックは、緊急対応期間（令和２年４月１日～６月３０日）に休業を実施した場合についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省  
都道府県労働局  
ハローワーク（公共職業安定所）  
令和２年４月２４日現在

PL020424 企 01

# — 目 次 —

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ●新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について | 1  |
| ●計画届の提出に必要な書類、支給申請に必要な書類             | 2  |
| 第Ⅰ部 支給の要件                            |    |
| 1 支給対象となる事業主                         | 3  |
| 2 支給対象となる期間と日数                       | 4  |
| 3 支給対象となる休業                          | 5  |
| 4 助成額                                | 6  |
| 5 残業相殺                               | 7  |
| 第Ⅱ部 受給の手続き                           |    |
| 1 受給の手続きの流れ                          | 8  |
| 2 計画届の提出                             | 8  |
| 3 支給申請の手続き                           | 10 |
| 4 支給申請に必要な書類                         | 10 |
| 5 その他                                | 11 |
| 第Ⅲ部 申請のための具体的な記載例                    | 12 |

## ＜このガイドブックの利用に当たって＞

- このガイドブックは、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。
- このガイドブックの記載内容は令和2年4月24日現在のもので、今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでお知らせします。

また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の 特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から6月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施いたします。

| 特例以外の場合の<br>雇用調整助成金                                       | 緊急対応期間<br>(4月1日から6月30日まで)<br>感染拡大防止のため、この期間中は<br>全国で以下の特例措置を実施                           |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済上の理由により、<br>事業活動の縮小を余儀なくされた事業主                          | 新型コロナウイルス感染症の影響<br>を受ける事業主（全業種）                                                          |
| 生産指標要件<br>(3か月10%以上低下)                                    | 生産指標要件を緩和<br>(1か月5%以上低下)                                                                 |
| 被保険者が対象                                                   | 雇用保険被保険者でない労働者の<br>休業も助成金の対象に含める                                                         |
| 助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）                                      | 助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）<br>(解雇等を行わない場合は<br>9/10（中小）、3/4（大企業）)                               |
| 計画届は事前提出                                                  | 計画届（2回目以降のものを含む。）の事後提出<br>を認める<br>(1月24日～6月30日まで)                                        |
| 1年のクーリング期間が<br>必要                                         | クーリング期間を撤廃                                                                               |
| 6か月以上の被保険者期間が必要                                           | 被保険者期間要件を撤廃                                                                              |
| 支給限度日数<br>1年100日、3年150日                                   | 同左＋上記対象期間                                                                                |
| 短時間一斉休業のみ                                                 | 短時間休業の要件を緩和                                                                              |
| 休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）                                 | 併せて、休業規模要件を緩和<br>1/40（中小）、1/30（大企業）                                                      |
| 残業相殺                                                      | 残業相殺を停止                                                                                  |
| 教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練<br>助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）<br>加算額1,200円 | 助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）<br>(解雇等を行わない場合は<br>9/10（中小）、3/4（大企業）)<br>加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業） |

※赤字は緊急対応期間における拡大措置

## 計画届の提出に必要な書類（休業） 6/30まで事後提出可

|   | 書類名                                  | 備考                                                                                     |
|---|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 様式第1号（1）<br>休業等実施計画（変更）届             |                                                                                        |
| ② | 様式特第4号<br>雇用調整事業所の事業活動の<br>状況に関する申出書 | 【添付書類】<br>「売上」がわかる既存書類の写しでも可<br>（売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等）                                 |
| ③ | 休業協定書                                | 【添付書類】<br>（労働組合がある場合）組合員名簿<br>（労働組合がない場合）労働者代表選任書※<br>※事後提出の場合、実績一覧表の署名または記名・押印があれば省略可 |
| ④ | 事業所の規模を確認する書類                        | 既存の労働者名簿及び役員名簿で可<br>※中小企業の人数要件を見込んでいる場合、資本金額を示す書類は不要                                   |

※ ①～④は2回目以降の提出は不要（③は失効した場合、改めて提出が必要）

## 支給申請に必要な書類（休業）

|   | 書類名                                  | 備考                                                              |
|---|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ① | 様式特第6号（共通要領様式第1号）<br>支給要件確認申立書・役員等一覧 | 計画届に役員名簿を添付した場合に別紙の役員等一覧は不要                                     |
| ② | 様式特第9号または12号<br>休業・教育訓練実績一覧表         | 自動計算機能付き様式                                                      |
| ③ | 様式特第8号または11号<br>助成額算定書               | 自動計算機能付き様式                                                      |
| ④ | 様式特第7号または10号<br>（休業等）支給申請書           | 自動計算機能付き様式                                                      |
| ⑤ | 労働・休日の実績に関する書類                       | ア. 出勤簿、タイムカードの写しなど<br>（手書きのシフト表などでも可）<br>イ. 就業規則または労働条件通知書の写しなど |
| ⑥ | 休業手当・賃金の実績に関する書類                     | ア. 賃金台帳の写しなど<br>（給与明細の写しなどでも可）<br>イ. 給与規定または労働条件通知書の写しなど        |

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

# 第Ⅰ部 受給の手続き

## 休業

休業とは、労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。したがって、ストライキ中や有給休暇中のように労働の意思そのものがない場合や、新型コロナウイルスに感染した場合等による休暇中のように労働能力を喪失している場合等の休職・休業は、本助成金の支給対象となりません。

## 1 支給対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の（１）～（２）の要件を満たしていることが必要です。また（３）に該当していないことが必要です。

### （１）雇用調整の実施

本助成金の特例は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、その雇用する対象労働者の雇用の維持を図るために、「労使間の協定」に基づき「雇用調整（休業）」を実施する事業主が支給対象となります。具体的には、上記の下線部についてそれぞれ次のア～ウを満たしていることが必要です。

#### ア 「新型コロナウイルス感染症の影響」とは

「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、以下のような理由により経営環境が悪化し、事業活動が縮小していることをいいます。

##### 【理由の一例】

- ① 観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売上が減少した。
- ② 市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上が減少した。
- ③ 行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行ったことにより、売上が減少した。

など

#### イ 「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近１か月間（計画届を提出する月の前月）の値が前年同月比（※１）（※２）５％（※３）以上減少していること。

※１ 前年同期を比較対象とすることが適当でない場合は、前々年同期１か月（※４）との比較が可能

※２ 前年同期や前々年同期１か月と比較出来ない又は比較しても指標が５％以上減少せず、要件を満たさない場合は、計画届を提出する月の前年同月から計画届を提出する月の前々月までの間の適当な１か月（※４）との比較が可能

※３ 対象期間の初日が令和２年４月１日より前である場合は、１０％以上の減少が要件となります。

※４ 比較に用いる１か月はその期間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ当該１か月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

### ウ 「労使間の協定」とは

本助成金は、雇用調整（休業）の実施について労使間で事前に協定し、その決定に沿って雇用調整を実施することを支給要件としています。労使協定は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で書面により行う必要があります。

### （２）その他の要件

本助成金を受給する事業主は、その他次の要件を満たしている必要があります。

- ① 雇用保険適用事業主であること。
- ② 「受給に必要な書類」について、
  - a 整備し、
  - b 受給のための手続に当たって労働局等に提出するとともに、
  - c 保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること。
- ③ 労働局等の実地調査を受け入れること

### （３）不支給要件

本助成金を受給する事業主は、次のいずれの場合にも該当していないことが必要です。

- ① 平成31年３月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から３年を経過していない。
- ② 平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から５年を経過していない。
- ③ 平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。
- ④ 暴力団又は暴力団員又はその関係者である。
- ⑤ 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。
- ⑥ 倒産している。
- ⑦ 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない。

## 2 支給の対象となる期間と日数

本助成金は、次によって定められた期間と日数について受給できます。

### （１）対象期間

本助成金は、**１年の期間内**に実施した休業について支給対象となり、この期間を「**対象期間**」といいます。

休業を行う場合は、本助成金を受給しようとする事業主が指定することができます（例えば、雇用調整の初日から１年間、暦月（１日から月末まで）で12ヶ月分など）。

## （２）クーリング期間

通常は１つの対象期間の満了後、引き続き本助成金を受給する場合、その満了の日の翌日から起算して１年間以上空けないと、新たな対象期間を設定することができません（「クーリング期間」）。

しかし、1/24以降の休業（緊急対応期間に実施した休業も含む）について、この適用はありません。

## （３）判定基礎期間

休業を行う場合、原則として対象期間内の実績を１ヶ月単位で判定し、それに基づいて支給がなされます。この休業の実績を判定する１ヶ月単位の期間を「判定基礎期間」といいます。

「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間です。ただし、毎月の賃金の締め切り日が特定されない場合などは暦月とします。

## （４）支給対象期間

本助成金は、「対象期間」の中の一定期間分ごとに雇用調整の計画を策定して労働局またはハローワークへ届け出し、その計画に基づいて実施した雇用調整の実績に応じて支給申請を行います。

休業を行う場合の計画届や支給申請の単位となる一定期間を「支給対象期間」といいます。「支給対象期間」は、１つの「判定基礎期間」、又は連続する２つないしは３つの「判定基礎期間」のいずれかを事業主が毎回の届出ごとに選択することが可能です。

## （５）支給限度日数

本助成金によって、受けることができる支給限度日数は、１年間で100日分、３年で150日分が上限となります。

ただし、緊急対応期間中に実施した休業は、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

### ア 支給日数の計算方法

この場合の支給日数の計算において、休業を実施した労働者が１人でもいた日を「１日」とカウントするのではなく、休業の延べ日数を、休業を実施する事業所の労働者のうち本助成金の対象となりうる「対象労働者」人数で除して得た日数を用います。

例）事業所における対象労働者10人うち6人×休業5日＝30人日／10人＝支給日数3日

## 3 支給対象となる休業

本助成金は、上記１の支給対象となる事業主が、次の（１）に該当する「対象労働者」に対して実施した、（２）～（４）に該当する休業が助成対象となります。

### （１）対象労働者

本助成金の「対象労働者」は、上記１の「支給の対象となる事業主」に雇用されている雇用保険被保険者（次の①、②を除く）です。ただし、雇用保険被保険者以外の方は、要件を満たした場合「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

① 解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方（離職の日の



翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除きます）（注：それらの事実が生じた日までの間は対象労働者として扱います）

② 日雇労働被保険者

※ 特定求職者雇用開発助成金等の支給対象となる方が、雇用調整助成金の支給対象となった場合、併給調整が行われます。

## （２）休業

本助成金の対象となる「休業」は次の①～⑥のすべてを満たす必要があります。

- ① 労使間の協定によるものであること。
- ② 事業主が自ら指定した対象期間内（１年間）に行われるものであること。
- ③ 判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の

$\frac{1}{40}$ （大企業の場合は  $\frac{1}{30}$ ）以上となるものであること（休業等規模要件）。

（例）判定基礎期間における所定労働延日数が 22 日、「所定労働時間」が 1 日 8 時間の事業所において、10 人の労働者が 1 日ずつ休業をする場合、「休業延べ日数」は 10 人×1 日＝10 人日となります。この場合、 $10/220 > 1/40$  となるため、当該要件を満たすこととなります。

- ④ 休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第 26 条の規定（平均 6 割以上）に違反していないものであること。
- ⑤ 所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること
- ⑥ 所定労働日の全 1 日にわたるもの、または所定労働時間内に当該事業所における部署・部門ごとや、職種・仕事の種類によるまとまり、勤務体制によるまとまりなど一定のまとまりで行われる 1 時間以上の短時間休業または一斉に行われる 1 時間以上の短時間休業であること。

### 短時間休業について

○ 緊急対策期間中は、次のような短時間休業も支給対象となります。

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間休業（部署・部門ごとの休業）  
例）客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業
- ② 常時配置が必要な者を除いた短時間休業（職種・仕事の種類ごとの休業）  
例）ホテルの施設管理者等を除いた従業員の短時間休業
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業（勤務体制ごとの短時間休業）  
例）8 時間 3 交替制を 6 時間 4 交代制にして 2 時間分を短時間休業

※なお、上記①～③の具体例に限らず、これらの考え方に準ずる短時間休業は支給対象となります。

## 4 助成額

休業を実施した場合の助成額は、次の①と②を乗じた額です。

- ① 休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額（※）



- ② 助成率（中小企業： $\frac{4}{5}$ ，大企業： $\frac{2}{3}$ ）（解雇等を行わない場合（中小企業： $\frac{9}{10}$ ，大企業： $\frac{3}{4}$ ））

ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（令和2年3月1日時点で8,330円）を上限額とします。

※ 実際は、前年度1年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度1年間における1か月平均の雇用保険被保険者数及び年間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけて算出します。

## 5 残業相殺

雇用調整助成金は、経済的理由により事業所の業務量が減少した状況下において、事業主が労働者を解雇せずに、休業によって雇用を維持した場合に助成を行うものですが、労働者を休業させる一方で残業や休日出勤をさせた場合、それが突発的・一時的なものであったとしても、労働者を休業させずに働かせる必要性が新たに発生したことになるため、助成の対象となる休業の延べ日数から、その残業や休日出勤をさせた分を控除することとしています。

しかし、1/24以降の休業（緊急対応期間に実施した休業も含む）について、この適用はありません。

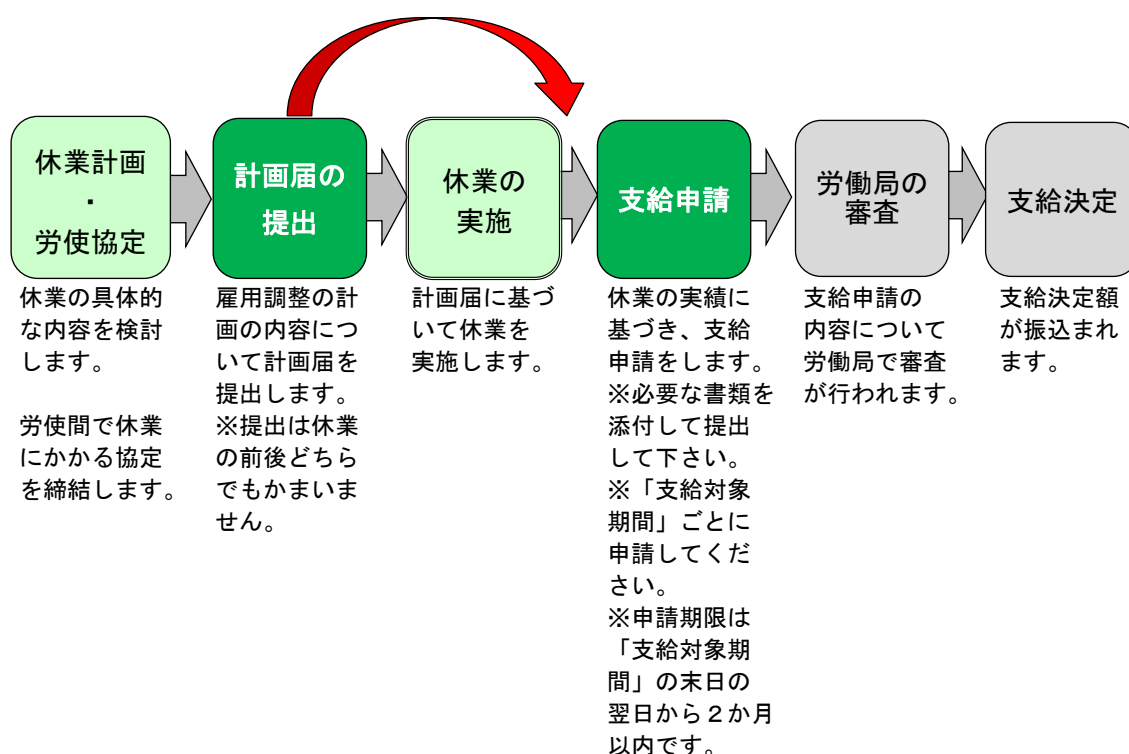
## 第Ⅱ部 受給の手続き

### 1 受給の手続きの流れ

本助成金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。

**特例として、計画届（2回目以降のものを含む。）の提出は休業の実施後（事後提出）でも可能です。**

**また、特例として、計画届は2回目以降の提出は不要です。**



なお、計画届の提出や支給申請は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークとなります。また、郵送での提出も可能です。

### 2 計画届の提出

#### (1) 休業を行う場合の計画届（変更）の提出に必要な書類

| 書類の種類    |                          | 提出時期 |
|----------|--------------------------|------|
| 様式第1号(1) | 休業等実施計画（変更）届             | ○    |
| 様式特第4号   | 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 | ○    |
| 確認書類①    | 休業協定書                    | ○（※） |
| 確認書類②    | 事業所の状況に関する書類             | ○    |

- 初回の提出のみでよい書類  
※失効した場合、改めて提出が必要

## ア 添付書類（雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書）

### ① 生産指標の確認のための書類

最近 1 か月分及び前年同月分の売上高、生産高又は出荷高を確認できる書類  
既存の「売上簿」「営業収入簿」「会計システムの帳票」など。写しでも可。

## イ 確認書類①（休業協定書）

### ① 雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した協定書

休業を実施する場合は「休業協定書」。次ページに示す事項が記載されていることが必要。

### ② 労働者代表の確認のための書類

労働組合等との協定書に署名または記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次の書類。

なお、事後提出の場合、様式特第 9 号「休業・教育訓練実績一覧表（新型コロナウイルス感染症関係）」に協定を締結した労働者代表の署名または記名・押印があれば省略することが可能です。

#### (ア) 労働組合がある場合

組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類

#### (イ) 労働組合がない場合

「労働者代表選任書」

## ウ 確認書類②（事業所の状況に関する書類）

### ① 事業所が中小企業に該当しているか否かの確認等のための書類

常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」及び「役員名簿」などの書類

## 労働組合等と締結する「休業協定書」に必要な記載事項

「休業協定書」には次の (1)～(4) について記載する必要があります。

### (1) 休業の実施予定時期・日数等

休業を実施する予定の時期（始期及び終期）、及びその間の休業の別の日数等

### (2) 休業の時間数

原則として一日の所定労働時間（又はその時間に対応する始業時刻と終業時刻）。時間数が複数にわたる場合は別紙としてもよい。労働者 1 人当たりの時間数や、全労働者の延べ時間数の予定がある場合は付記する。

### (3) 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

休業の期間内において当該休業を実施する部門、工場等の別、及びそれぞれの部門等において休業の対象となる労働者の人数（確定していればその確定数、未確定であればその概数）

### (4) 休業手当の額又は教育訓練中の賃金の額の算定基準

※ 休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第 26 条の規定（平均 6 割以上）に違反していないものであることが必要。

## 中小企業と大企業

中小企業とは次に該当する企業をいい、大企業とは中小企業に該当しないものをいいます。

|                                       |                                                                                                      |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小売業（飲食店を含む）<br>サービス業<br>卸売業<br>その他の業種 | 資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下<br>資本金5,000万円以下又は従業員100人以下<br>資本金 1 億円以下又は従業員100人以下<br>資本金 3 億円以下又は従業員300人以下 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 支給申請の手続き

支給申請に必要な書類は次の4に記載しており、申請期限は各「支給対象期間」の末日の翌日から起算して2か月以内です。

本助成金を受給しようとする事業主は、支給申請に必要な書類を整備・保管し、労働局等から追加の提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出する必要があります。

なお、提出した書類は支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

### 4 支給申請に必要な書類

#### (1)休業を行った場合の支給申請に必要な書類

| 書類の種類                      |                  | 提出時期  |
|----------------------------|------------------|-------|
| 様式特第6号<br>(共通要領様式第1号)      | 支給要件確認申立書・役員等一覧  | ● (※) |
| 様式特第7号<br>(新型コロナウイルス感染症関連) | (休業等) 支給申請書      | ●     |
| 様式特第8号<br>(新型コロナウイルス感染症関連) | 助成額算定書           | ●     |
| 様式特第9号                     | 休業・教育訓練実績一覧表     | ●     |
| 確認書類①                      | 労働・休日の実績に関する書類   | ●     |
| 確認書類②                      | 休業手当・賃金の実績に関する書類 | ●     |

● 支給申請ごとに提出する書類

※ 計画届に役員名簿を添付した場合には別紙の役員等一覧は不要

## ア 確認書類①（労働・休日の実績に関する書類）

- ① 労働日・休日及び休業の実績の確認のための書類
  - a 各対象労働者の労働日・休日及び休業の実績が明確に区分され、日ごと又は時間ごとに確認できる「出勤簿」「タイムカード」などの書類
  - b シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの具体的な労働日・休日がわかる「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類

## イ 確認書類②（休業手当・賃金の実績に関する書類）

- ① 休業手当・賃金及び労働時間の確認のための書類

休業期間中の休業手当として支払われた賃金の実績が確認できる「賃金台帳」「給与明細書」などの書類（判定基礎期間を含め前4か月分（賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は1か月分））

なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要であるが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまいません。

## ア・イ共通の書類

- ① 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類
  - a 事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認できる「就業規則」「給与規定」「労働条件通知書」などの書類
  - b 休業を実施する事業所であって、変形労働時間制、事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合は、aに加えて、そのことに関する労働組合等との協定書（企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の決議書）又はその監督署へ届け出た際の届出書の写し

# 5 その他

## （1）不正受給

不正受給（偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けたり、受けようとするをいいます。）の防止を図るために、労働局においては、事業所に対し立入検査等へのご協力をお願いするとともに、不正受給の事実が判明した場合には、事業主名の公表等厳しい対応を行っております。

## （2）併給調整

本助成金は、休業における判定基礎期間について、同一の賃金等の支出について、他の助成金を受給している場合は、支給対象となりません。

本助成金とは別に、他の助成金を受けている場合や、他の助成金を受けようと考えている場合は、詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

## 第Ⅲ部 申請のための具体的な記載例

### 【計画届の提出に必要な書類】

|   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届 .....           | 13 |
| 2 | 様式特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 ..... | 14 |
| 3 | 休業協定書 .....                           | 15 |
| 4 | 教育訓練協定書 .....                         | 16 |

### 【支給申請に必要な書類】

|   |                                         |    |
|---|-----------------------------------------|----|
| 5 | (作成手順1) 様式特第6号 支給要件確認申立書(雇用調整助成金) ..... | 17 |
| 6 | (作成手順2) 様式特第9号 休業・教育訓練実績一覧表 .....       | 20 |
| 7 | (作成手順3) 様式特第8号 雇用調整助成金助成額算定書 .....      | 21 |
| 8 | (作成手順4) 様式特第7号 雇用調整助成金(休業等)支給申請書 .....  | 22 |

※ 休業協定書および教育訓練協定書は、所定の事項が記載されていれば、任意に作成した様式を用いることができます。

また、様式は厚生労働省HPにてダウンロードすることができます。裏面も含めて最新のもの印刷して利用してください。



# 1. 【雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届記載例（休業・教育訓練の場合）】

常時雇用する労働者の数は届出日現在、「2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者」の数を記入してください。

（参考）

2か月を超えて使用される者とは実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。

週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの労働時間が40時間である場合は概ね40時間である者をいいます。

賃金締切日が毎月一定の期日で定められている場合、○で囲み日付を記入してください。

休業を予定している実人数（雇用保険被保険者）を記入してください。

様式第1号(1) (H31.4改正)

## 雇用調整助成金 休業等実施計画（変更）届

※ 受付番号

休業等（休業・教育訓練）の実施につき、次のとおり届けます。  
なお、この計画届による休業等の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和2年5月15日

事業主 住所 〒123-4567  
又は 名称 ○○工業株式会社  
代理人 氏名 代表取締役 安定 太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行若しくは同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿  
（ 飯田橋 公共職業安定所経由）

事業主又は 住所 〒  
（提出代行若しくは事務代理者） 名称  
社会保険労務士 氏名

|                              |                                                          |                               |                       |                   |
|------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------|
| ① 届出状況<br>事業主                | (1) 資本の額又は出資の総額                                          | 1,500,000 円                   | (2) 主たる事業             | ※大・中小             |
|                              | 常時雇用する労働者の数                                              | 5 人                           | 小売業・サービス業・飲食店・卸売業・その他 |                   |
|                              | (3) 対象期間 事業主が指定した日（始期）～（終期）                              | 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日          |                       |                   |
|                              | (4) 前回の対象期間（(3)欄の対象期間の始期の前日より前の2年間に前回の対象期間の終期が属する場合のみ記載） | 平成31年10月1日 ～ 令和元年9月30日        |                       |                   |
| ② 休業等<br>実施事業所               | (1) 名称                                                   | ○○工業株式会社                      |                       |                   |
|                              | (2) 所在地                                                  | 〒123-4567<br>東京都○○区○○1-2-3    |                       |                   |
|                              | 事業所番号                                                    | 1234-567890-1                 | 電話番号                  | 03 ( 1234 ) 5678  |
|                              | (3) 事務担当若しくは氏名                                           | 総務部長<br>厚生 花子                 | (4) 賃金締切日             | ○（毎月 末日） b その他（ ） |
| ◆判定基礎期間 令和2年4月1日 ～ 令和2年4月30日 |                                                          |                               |                       |                   |
| ③ 休業内容                       | (1) 休業予定日                                                | 4月6, 7, 8, 9, 10, 13, 14, 15日 |                       |                   |
|                              | (2) 休業予定の対象労働者実人員                                        | 5 人                           | (3) 休業予定日数            | 8 日               |
| ④ 教育訓練内容                     | (1) 教育訓練予定日                                              | 4月20, 21, 24日                 |                       |                   |
|                              | (2) 教育訓練予定の対象労働者実人員                                      | 2 人                           | (3) 教育訓練予定日数          | 3 日               |
|                              | (4) 教育訓練の内容                                              | (5) 教育訓練実施予定施設                |                       |                   |
|                              | 事業所内／事業所外                                                | 名称                            | ○○工業株式会社 実習工場         |                   |
|                              | 合板（ベニヤ板）製造の技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の付与                       | 所在地                           | 〒123-4567             |                   |
|                              | 事業所内／事業所外                                                | 電話番号                          | ( )                   |                   |
|                              | 名称                                                       | 〒                             |                       |                   |
|                              | 電話番号                                                     | ( )                           |                       |                   |
|                              | 名称                                                       | 〒                             |                       |                   |
|                              | 電話番号                                                     | ( )                           |                       |                   |

事前に提出できない場合には、支給申請書の提出と同時に提出してください。  
②～④欄の事項に変更を生じたときは、速やかに変更内容を届けください。  
ただし、③の事項が届け出た予定日の範囲内で減少する場合は変更届の提出を省略できます。

届出事業主の主たる事業を○で囲んでください。

（始期）として指定した日から1年間が対象期間となります。

休業を予定する実日数（1時間以上行われる休業も1日として計上）を記入してください。

（※）中小企業事業主とは、

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下  |
| サービス業       | 資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下 |
| 卸売業         | 資本金 1億円以下又は従業員 100人以下     |
| その他の業種      | 資本金 3億円以下又は従業員 300人以下     |

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

（※） 変更届の提出は郵送、FAX、電子メール等による提出が可能です（ただし、この方法による場合は、都道府県労働局又はハローワークに届いたことを電話で確認してください）。

裏面がありますので、必ず計画届の裏面を読んだ上で申請してください。



## 2. 【雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書の記載例】

事前に提出できない場合には、支給申請書と同時に提出してください。

A、B欄は、1か月（暦月）の平均値

例：休業開始の日……令和2年4月1日

計画届の提出日…令和2年5月15日

A欄記入値……令和2年4月1日～4月30日（計画届の提出月の前月）

B欄記入値……平成31年4月1日～4月30日（計画届の提出月の前年同月）

※ A、B欄に計算の結果端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入して下さい。  
C欄は小数点以下が生じても端数処理を行わず、小数点第1位までを記載して下さい。

※ 初回の計画届提出後に決算処理等により生産量等の数値に変更があった場合には、実施計画の変更届が必要です。

※ 前年同期を比較対象とすることが適当でない場合は、前々年同期1か月との比較が可能です。

※ 前年同期や前々年同期1か月と比較出来ない又は比較しても指標が5%以上減少せず、要件を満たさない場合は、計画届を提出する月の前年同月から計画届を提出する月の前々月までの間の適当な1か月との比較が可能です。

売上高によりがたい場合は生産高等を括弧内に記入して生産実績表、出荷伝票等の添付書類を併せて提出してください。

添付書類の例

建設業……総合推移損益計算書、工事請負契約書等

電気工事業……工事請負契約書等

製造業……総勘定元帳、生産実績表、出荷伝票等

運送業……出荷伝票等

サービス業……損益計算書、総勘定元帳等

※ 例示した書類以外にも提示を求めることがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて、記載をお願いします。

様式特第4号（R2.2）

### 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 （新型コロナウイルス感染症関係）

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。  
下記の記載事項については、いずれも相違ありません。  
なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

令和2年5月15日

事業主 住所 〒123-4567

又は 名称 ○○工業株式会社

代理人 氏名 代表取締役 安定 太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行若しくは同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿  
飯田橋 公共職業安定所長経由

事業主又は  
（提出代行・事務代理者）  
社会保険労務士 氏名

|                  | A 判定期間の指標<br>令和2年 4月 1日から<br>令和2年 4月 30日まで | B Aに対応する期間の指標<br>平成31年 月 1日から<br>平成31年 4月 30日まで | C<br>A/B×100 | 添付書類  | 受 領 認 欄 |
|------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|-------|---------|
| 月 間 売 上 高<br>( ) | 124,000 円                                  | 148,000 円                                       | 83.8         | 総勘定元帳 |         |

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。  
(例)・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合  
・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合  
・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など  
( はい ・ いいえ )
2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。  
(例)・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合  
・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など  
( はい ・ いいえ )
3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。  
(例)・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合  
・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など  
( はい ・ いいえ )
4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。  
(例)・需要の減少又は集客の困難  
・その他これらに準ずる経済事情の変化 など  
( はい ・ いいえ )

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

当社においては、一般住宅の壁や天井、商業施設や体育館等の建築に必要な合板の製造を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、合板の製造に必要な資材の一部が海外から届かなくなり、ストックもなくなった。この結果、合板製造が困難となり、売上が前年同期比でおよそ16%減少したため、事業活動の縮小を余儀なくされることになった。

(裏面)  
02

裏面がありますので、必ず申出書の裏面を読んだ上で申請してください。

### 3. 休業協定書（例）

〇〇株式会社と〇〇株式会社労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

一斉短時間休業を行  
わない場合はこれら  
の規定は不要です。

#### 記

#### 1. 休業の実施予定時期等

休業は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、これらの日を含め〇日間実施する。

→ ただしそのうち〇日間は短時間休業とする。

#### 2. 休業の時間数

休業は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。

→ ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち4時間行う。

#### 3. 休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね〇人をできる限り輪番によって休業させるものとする。

→ ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

#### 4. 休業手当の額の算定基準

休業中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の〇%相当額の休業手当を支給する。

→ ただし短時間休業の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には〇〇手当と〇〇手当を含むものとする。

#### (1) 1日当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金      その月額 ÷ 1月の所定労働日数

ロ. 日ごとに支払う賃金      その日額

ハ. 時間ごとに支払う賃金      その時間額 × 1日の所定労働時間数

#### (2) 1時間当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金      その月額 ÷ 1月の所定労働日数  
                                         ÷ 1日の所定労働時間数

ロ. 日ごとに支払う賃金      その日額 ÷ 1日の所定労働時間数

ハ. 時間ごとに支払う賃金      その時間額

#### 5. 雑則

この協定は令和〇年〇月〇日に発効し、令和〇年〇月〇日に失効する。

令和〇年〇月〇日

〇〇工業株式会社  
代表取締役    〇〇〇〇    印

〇〇株式会社労働組合  
執行委員長    〇〇〇〇    印

## 4. 教育訓練協定書(例)

〇〇株式会社と〇〇株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

### 記

事業主が教育訓練の実施の管理を行う場合、外部講師を招いて行う場合を含めて「事業所内訓練」、外部機関に委託して行う場合は「事業所外訓練」として取り扱われます。

1. 教育訓練の実施予定時期等  
教育訓練は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、これらの日を含め〇日間実施する。  
ただしそのうち〇日間は半日訓練とする。
2. 教育訓練の時間数  
教育訓練は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。  
ただし半日訓練の場合、この時間帯のうち4時間行う。  
なお従業員1人当たりの教育訓練時間は〇時間とする。
3. 教育訓練の対象者  
教育訓練の対象者は〇〇部門に所属する従業員とし、教育訓練実施日においてはそのうち概ね〇人に受講させるものとする。
4. 教育訓練の実施主体  
教育訓練は、△△教育サービス株式会社に委託して行う。
5. 教育訓練の内容  
教育訓練の内容は、〇〇技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の付与とする。（カリキュラムは別紙のとおり）
6. 教育訓練の実施施設  
教育訓練は、△△教育サービス株式会社〇〇研修所（〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇）内で実施する。
7. 教育訓練の指導員（講師）  
教育訓練の講師は、△△教育サービス株式会社所属の主任指導員〇〇〇〇その他別紙に掲げる指導員が担当する。
8. 教育訓練中の賃金額の算定基準  
教育訓練中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の100%相当額の賃金を支給する。  
ただし半日訓練の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の100%相当額の賃金を支給する。  
なお賃金には〇〇手当と〇〇手当を含むものとする。
  - (1) 1日当たりの賃金額の算定方法
    - イ. 月ごとに支払う賃金  $\text{その月額} \div 1\text{月の所定労働日数}$
    - ロ. 日ごとに支払う賃金  $\text{その日額}$
    - ハ. 時間ごとに支払う賃金  $\text{その時間額} \times 1\text{日の所定労働時間数}$
  - (2) 1時間当たりの賃金額の算定方法
    - イ. 月ごとに支払う賃金  $\text{その月額} \div 1\text{月の所定労働日数} \div 1\text{日の所定労働時間数}$
    - ロ. 日ごとに支払う賃金  $\text{その日額} \div 1\text{日の所定労働時間数}$
    - ハ. 時間ごとに支払う賃金  $\text{その時間額}$
9. 雑則  
この協定は令和〇年〇月〇日に発効し、令和〇年〇月〇日に失効する。

3時間以上～所定労働時間未満の訓練を「半日訓練」といいます。

実施施設を特定できるように記載します。特に、実施施設が事業所の外にある場合、その名称と住所を記載します。

教育訓練中の賃金額を通常の賃金の100%未満とする場合は、労働契約又は就業規則において支給割合等の規定が必要です。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社労働組合  
執行委員長 〇〇〇〇 印



## 5. 【支給要件確認申立書記載例（表面）】

様式特第6号（R2.4）

### 支給要件確認申立書（雇用調整助成金）

| 事業主記載事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    | ※1 確認欄                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 法人名：〇〇工業株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 法人番号：1234567891011 | 年 月 日確認                                                                                             |
| 2 事業所名称：飯田橋支店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    | 確認者                                                                                                 |
| 3 雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）：1234-567890-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |                                                                                                     |
| <p>○ 事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）</p> <p>4 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過していない。</p> <p>5 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない。</p> <p>6 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。</p> <p>7 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある（緊急対応期間において、当該滞納した労働保険料について、緊急対応期間終了後に納付することに承諾している場合を除く。）。</p> <p>8 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている（緊急対応期間において、本助成金を受給した場合には、本来の不支給期間に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給期間として令和2年7月1日に設定されることを承諾している場合を除く。）。</p> <p>9① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。</p> <p>② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。</p> <p>③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。</p> <p>④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。</p> <p>⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>10 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。</p> <p>11 倒産している。</p> <p>12 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。</p> <p>13 役員等の氏名、役職、性別及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。</p> <p>14 休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない</p> <p>15 「雇用調整助成金支給要領」に従うことに承諾する。</p> <p>16 雇用されている労働者（雇用保険未加入者を含む）及び派遣労働者の数が、令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上である。</p> <p>17 （16がはい・いいえの方のみ）季節要因及び一時的な受注増等に対応したため、労働者の数が減少したものである。</p> <p>18 令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの間に解雇等を行っていない。</p> |                    | <p>左欄4～11について<br/>はい<br/>いいえ</p> <p>左欄12～15について<br/>はい<br/>いいえ<br/>はい・いいえ<br/>はい・いいえ<br/>はい・いいえ</p> |

➡ 裏面にも記載事項があります。

## 5. 【支給要件確認申立書記載例（裏面）】

様式特第6号

令和2年5月15日 東京 労働局長 殿  
( 飯田橋 公共職業安定所長 )

1から18までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から18までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに請求金(※)を弁済します。

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

事業主 住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3 電話番号 03-1234-5678  
名称 〇〇工業株式会社  
氏名 代表取締役 安定 太郎  
(記名押印又は署名)

事業主  
の印 印

代理人又は 住所 電話番号  
社会保険労務士 名称  
(提出代行者・事 氏名  
務代理者の表示) (記名押印又は署名)

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の記名押印又は署名を、下欄に社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は同規則第16条の3の規定により記名押印をしてください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、下欄に代理人の記名押印又は自署による署名をしてください。

【代理人又は社会保険労務士(以下「代理人等」という。)記載欄 ※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、代理人等が不正受給に関与していた場合(偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。)は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所(又は法人等)の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間(取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで)は、助成金に係る代理人が行う申請が行う提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

代理人又は 住所 電話番号  
社会保険労務士 名称  
(提出代行者・事 氏名  
務代理者の表示) (記名押印又は署名)

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の記名押印等をしてください。

3、4頁目がありますので、必ず申立書の3、4頁目を読んだ上で申請してください。



## 5. 【支給要件確認申立書（別紙）記載例】

様式特第6号

（別 紙）

### 役員等一覧

法人名 〇〇工業株式会社

法人番号 1234567891011

事業所名称 飯田橋支店

雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号） 1234-567890-1

| 役員等名<br>(漢字) | 役員等名<br>(カナ) | 役職       | 性別 | 生年月日           |
|--------------|--------------|----------|----|----------------|
| 安定 太郎        | アンテイタロウ      | 代表取締役    | 男  | 1951 年 4 月 4 日 |
| 安定 花子        | アンテイハナコ      | 代表取締役副社長 | 女  | 1952 年 5 月 5 日 |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |
|              |              |          |    | 年 月 日          |

注1) 法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

注2) 「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注3) 個人事業主の場合、事業主本人について記載ください（役職除く）。

注4) 役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名（旧姓）も併記してください。



## 6. 【雇用調整助成金助成額算定書記載例】

判定基礎期間に おいて、休業と教育訓練を  
並行して実施した場合は、休業に係る部分と  
教育訓練に係る部分をそれぞれ同一の用紙に  
記入して提出してください。

判定基礎期間内に対象被保険者について転出  
入、被保険者資格の喪失又は解雇の予告等があ  
ったときは、その旨及びその事実の生じた年月  
日を①欄に注記するとともに（記入スペースが  
ない場合には次の行を使用してください）、当該  
対象被保険者についてはその事実の生じた日ま  
で（転入の場合は、その日の翌日から）の分につ  
いてのみ記入してください。

**本様式は自動計算機能が付いていますので、  
この機能を使用する方はピンク色のセルのみ  
入力してください。  
（青色のセルは自動計算されます。）**

休業協定書の事業主及び労働者代表の方が記名・  
押印または署名してください。

実績一覧表が複数にわたる場合、1枚目の様式に  
事業主及び協定をした労働者代表の記名・押印ま  
たは署名があれば、2枚目以降の様式は省略して  
も差し支えありません

様式特第9号 【R2.4 コロナ特例】

[ ☒ 休業  
☒ 教育訓練 ] 実績一覧表

判定基礎期間(休業等の初日～末日)

令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 4 月 30 日

| 休業・教育訓練対象者 |      |                       |    |        |    |    | ③<br>月間所定労働日数<br>(日) | ④<br>全日休業<br>(日) | ⑤<br>短時間休業<br>(時間) | ⑥<br>教育訓練<br>(日) |
|------------|------|-----------------------|----|--------|----|----|----------------------|------------------|--------------------|------------------|
| ①氏名        | (4桁) | ②雇用保険<br>被保険者番号<br>6桁 | 1桁 | 1桁     | 1桁 | 1桁 | (日)                  | (日)              | (時間)               | (日)              |
| 1          | 〇〇〇〇 | 1300                  | —  | 123456 | —  | 1  | 21                   | 7                | 6                  | 1.5              |
| 2          | ×××× | 1300                  | —  | 123457 | —  | 1  | 8                    | 1                | 3                  | 0                |
| 3          | △△△△ | 1300                  | —  | 123458 | —  | 1  | 21                   | 7                | 6                  | 0                |
| 4          | □□□□ | 1300                  | —  | 123459 | —  | 1  | 21                   | 5                | 6                  | 0.5              |
| 5          | ◇◇◇◇ | 1300                  | —  | 123460 | —  | 1  | 21                   | 3                | 10.5               | 0                |
| 6          |      |                       | —  |        | —  |    |                      |                  |                    |                  |
| 7          |      |                       | —  |        | —  |    |                      |                  |                    |                  |
| 8          |      |                       | —  |        | —  |    |                      |                  |                    |                  |
| 9          |      |                       | —  |        | —  |    |                      |                  |                    |                  |
| 10         |      |                       | —  |        | —  |    |                      |                  |                    |                  |

○事業主及び協定をした労働者代表は、本表に記載した内容（③、⑦、⑪、⑫を除く）が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。

○また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取扱いがないことを誓約します。

|        | ⑦  | ⑧  | ⑨    | ⑩   |
|--------|----|----|------|-----|
| ③～⑥の小計 | 92 | 23 | 31.5 | 2.0 |
| 合 計※   | 92 | 23 | 31   | 2   |

|                              |   |                                    |   |
|------------------------------|---|------------------------------------|---|
| ⑪代表的な1日の<br>週所定労働時間<br>(時間)※ | 8 | ⑫短時間<br>休業<br>(⑨の合計/<br>⑪)<br>(日)※ | 4 |
|------------------------------|---|------------------------------------|---|

|                   |   |
|-------------------|---|
| ⑬休業・教育訓練対象者数(人) ※ | 5 |
| ⑭休業対象者(人) ※       | 5 |
| ⑮教育訓練対象者数(人) ※    | 2 |

（注）複数枚にわたる場合、※欄は最終ページのみに入力。

1 枚目 / 1 枚中

全日休業欄には、1日休業を実施した日  
数を記入してください。  
また、短時間休業欄には、短時間休業を  
実施した時間の合計を記入してくださ  
い。  
ただし、個人ごとに30分未満は切り捨て  
て記入してください。  
例）2時間40分→2.5時間

事業所内訓練を半日実施した場合、事  
業所外訓練を半日実施した場合につい  
ては0.5日として計算してください。

裏面がありますので、必ず実績一覧表の裏面を読んだ上で申請してください。



## 7. 【雇用調整助成金助成額算定書記載例】

様式特第8号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

### 雇用調整助成金助成額算定書

|                                                                                   |                          |                         |                         |               |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|---|
| (事業所名)                                                                            | 〇〇工業株式会社                 |                         | (事業所番号)                 | 1234-567890-1 |   |
| (1) 前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額                                                   |                          |                         |                         | 13,500,000    | 円 |
| (2) 前年度1年間の1箇月平均の雇用保険被保険者数                                                        |                          |                         |                         | 5             | 人 |
| (3) 前年度の年間所定労働日数                                                                  |                          |                         |                         | 259           | 日 |
| (4) 平均賃金額<br>[(1) / ((2) × (3))]                                                  |                          |                         |                         | 10,425        | 円 |
|                                                                                   | 休業                       |                         | 教育訓練                    |               |   |
|                                                                                   | 全日                       | 短時間                     |                         |               |   |
| (5) 休業手当等の支払い率<br><small>※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。</small>    | 85 %                     | 85 %                    | 100 %                   |               |   |
| (6) 基準賃金額<br>[(4) × (5)]                                                          | 8,862 円                  | 8,862 円                 | 10,425 円                |               |   |
| (7) 1人日当たり助成額単価<br>[(6) × 助成率 ( 9/10 )]<br><small>※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。</small> | 7,976 円                  | 7,976 円                 | 8,330 円                 |               |   |
| (8) 月間休業等延日数<br><small>※様式特第9号の⑧、⑪及び⑫欄から転記。</small>                               | ① (9号⑧から転記)<br>23<br>人・日 | ② (9号⑪から転記)<br>4<br>人・日 | ③ (9号⑫から転記)<br>2<br>人・日 |               |   |
| (9) 教育訓練に係る加算額<br>[(8) × 加算率 ( 2,400 円 )]                                         |                          |                         | 4,800 円                 |               |   |
| (10) 支給を受けようとする助成額<br>[休業の場合 (7) × (8)]<br>[教育訓練の場合 (7) × (8) + (9)]              | 183,448 円                | 31,904 円                | 21,460 円                |               |   |
| (11) (10)の小計                                                                      | ④                        | 215,352 円               | ⑤                       | 21,460 円      |   |
| (12) (11)の合計                                                                      |                          |                         | 236,812 円               |               |   |

事業所の前年度における各月の月末の被保険者数を平均して算定してください。

(4) 欄の平均賃金額に休業等協定書において定めた手当等の支払い率を乗じて求めた額を記入する。  
基本給とその他手当との支払い率が異なる場合は、低い方の支払い率を使って算定してください。

令和2年3月1日時点で日額の最高額は8,330円です。  
※ 日額の最高額は今後変更になる場合があります。

雇用調整助成金を申請した大企業事業主の方は2/3（中小企業事業主の方は4/5）、また、解雇等を行わない場合には大企業事業主の方は3/4（中小企業事業主の方は9/10）が適用されます。

月間延日数を記入してください  
（様式特第9号の各合計欄と一致します）

**本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。**  
**（青色のセルは自動計算されます。）**

※ この様式による申請が2回目以降である場合、(1)～(4)までは省略して差し支えありません。  
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

雇用保険の適用事業所番号を記載してください。

直近の「労働保険料確定申告書（※）」の確定保険料算定内訳欄（雇用保険分）に記載している賃金総額を記入してください。

※ 事務組合に委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」から記入してください。

部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合は、その部署等に従事する年度末の労働者数等（※）により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。

(例)  
A 部署 従業員 2 人……所定労働日数252日  
B 部署 従業員 3 人……所定労働日数264日  
$$(2人 \times 252日) + (3人 \times 264日) = 259日$$
  
5人

ただし、休業等協定による休業手当等の算定に当たって、賃金の日割り計算において、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入してください。

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。  
※ (3)の分母は、年度末の人数で計算するため、(2)と(3)の分母の人数は、一致しない場合があります。

(1) 欄の賃金総額を、(2) 欄の前年度1年間の1か月平均雇用保険被保険者数に(3) 欄の前年度の年間所定労働日数を乗じて得た人日数で除して求めた額を記入します。  
なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り上げてください。

雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合は、大企業事業主の方は1,800円（中小企業事業主の方は2,400円を選択してください）。

※ (1) 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2) 及び (3) 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、(4) 及び (6) ～ (8) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。



## 8. 【雇用調整助成金（休業等）支給申請書記載例（休業・教育訓練の場合）】

様式特第7号申請書（新型コロナウイルス感染症関係）

※ 連続判定基礎期間（2判定基礎期間（2か月分）又は3判定基礎期間（3か月分））とした場合であっても、各判定基礎期間ごとに、それぞれ申請書を提出してください。（ただし、2か月目又は3か月目の判定基礎期間については、この様式の別葉に、①の(6)欄、②欄及び③欄のみの記入）。

## 雇用調整助成金（休業等）支給申請書

雇用調整助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。  
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和 2 年 5 月 15 日

事業主又は代理人 住所 〒 123 - 4567 東京都〇〇区〇〇4-5-6  
 名称 〇〇工業株式会社  
 氏名 代表取締役 労働太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の2に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿  
 飯田橋 公共職業安定所経由)

事業主又は  
 (提出代行者・事務代理者)  
 社会保険労務士

住所 〒 -  
 名称  
 氏名

判定基礎期間ごとに提出し、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に提出してください。

賃金締切日が毎月一定の期  
日で定められている場合、○で  
囲み日付を記入してください。

対象労働者は、休業等を実施する事業所の雇用保険の被保険者です。

ただし、解雇を予告された被保険者、退職願を提出した被保険者、事業主による退職勧奨に応じた被保険者及び日雇労働被保険者等を除きます。

休業規模が大企業事業主の場合は3.3 ( $1/30 \times 100$ )、中小企業事業主の場合は2.5 ( $1/40 \times 100$ ) 以上であれば助成対象となります。

支給を受けようとする助成  
金額(4)と(5)の合計の金額を  
記入してください。

|            |                                                                                                                |                          |                                                          |             |                                                                                     |         |      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|
| ① 休業等実施事業所 | (1) 名称<br>〇〇工業株式会社                                                                                             |                          | (2) 所在地 〒 123 - 5678<br>東京都〇〇区〇〇4-5-6                    |             | ※大・中・小                                                                              |         |      |
|            | 事業所番号<br>労働保険番号                                                                                                |                          | 1234-567890-1<br>13101654321-000                         |             | 電話番号 03 - 1234 - 5678                                                               |         |      |
| ② 休業等の規模   | (3) 事務担当者氏名 総務部長 厚生花子                                                                                          |                          | (4) 事業の種類<br>合板（ベニヤ板）製造業<br>産業分類（中分類） 16木材・木製品製造業        |             |                                                                                     |         |      |
|            | (5) 賃金締切日<br>a 毎月（末）日・b その他（ ）                                                                                 |                          | (6) 対象労働者数（裏面記入要領2参照）<br>5 人                             |             | (3) 月間休業等延日数 [(1)+(2)]<br>29 人・日<br>(6) 休業規模 [(3)/(4)×100<br>(小数点第2位以下切り捨て)<br>31.5 |         |      |
|            | (1) 月間休業延日数<br>(様式特第8号の(8)①②の日数計)<br>27 人・日                                                                    |                          | (2) 月間教育訓練延日数<br>(様式特第8号の(8)③)<br>2 人・日                  |             |                                                                                     |         |      |
|            | (4) 月間所定労働延日数<br>92 人・日                                                                                        |                          | (5) 月間平均所定労働日数 [(4)÷(1)(6)]<br>(小数点第2位以下切り捨て)<br>18.4 日  |             |                                                                                     |         |      |
| ③ 助成額の算定   | (1) 助成対象となる月間休業延日数<br>(様式特第8号の(8)①②の日数計)<br>27 人・日                                                             |                          | (2) 助成対象となる月間教育訓練延日数<br>(様式特第8号の(8)③)<br>2 人・日           |             | (3) 助成対象となる月間休業等延日数<br>[(1)+(2)]<br>29 人・日                                          |         |      |
|            | (4) 支給を受けようとする助成金額（休業）<br>(様式特第8号の(11)④の額)<br>215,352 円                                                        |                          | (5) 支給を受けようとする助成金額（教育訓練）<br>(様式特第8号の(11)⑤の額)<br>21,460 円 |             | (6) 合計額 [(4)+(5)]<br>236,812 円                                                      |         |      |
|            | 国庫金振込（取引金融機関店番名） ××銀行 / 支店名 飯田橋支店<br>金融機関コード 9999 支店コード 999<br>口座名義（フリガナ） 〇〇工業（マルマルコウギョウ） 口座の種類 普通 口座番号 197843 |                          |                                                          |             |                                                                                     |         |      |
|            | *判定基礎期間 令和2年4月1日～令和2年4月30日                                                                                     |                          |                                                          |             |                                                                                     |         |      |
| ※労働局処理欄    | [G] 労働保険料の滞納状況<br>(システムから確認)                                                                                   |                          | [H] 過去の不正受給                                              |             | [I] 労働関係法令違反の有無                                                                     |         |      |
|            | ●助成金支給番号                                                                                                       |                          | ●支給決定年月日                                                 |             | 年 月 日                                                                               |         |      |
|            | 労働局決裁欄<br>(局長) (部長) (課長) (補佐) (係長)                                                                             |                          |                                                          |             |                                                                                     |         |      |
| ※安定所処理欄    | 区分                                                                                                             | [A] 判定基礎期間<br>助成対象休業等延日数 | [B] 判定基礎期間<br>暦月末日対象労働者数                                 | [C] [A]÷[B] | [D] 前判定基礎<br>期間後残日数                                                                 |         |      |
|            | 休業等助成金                                                                                                         | 人・日                      |                                                          |             |                                                                                     |         |      |
|            | 教育訓練分助成金                                                                                                       | 人・日                      | 人                                                        | 日           | 日                                                                                   |         |      |
|            | [F] 支給判定金額                                                                                                     | (休業)<br>(教育訓練)<br>円<br>円 |                                                          |             |                                                                                     |         |      |
| 安定所決裁欄     |                                                                                                                | (所長)                     | (部長・次長)                                                  | (課長・統括)     | (上席・係長)                                                                             | (職業指導官) | (担当) |

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用の方はピンク色のセルのみ入力してください。

（黄色のセルは算定書から自動入力されます）

（青色のセルは自動計算されます。）

(※) 中小企業事業主とは、

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下  |
| サービス業       | 資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下 |
| 卸売業         | 資本金 1 億円以下又は従業員 100人以下    |
| その他の業種      | 資本金 3 億円以下又は従業員 300人以下    |

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

裏面がありますので、必ず支給申請書の裏面を読んだ上で申請してください。

# 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

## 【給付額】

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

## ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

## 【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、  
(Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、  
(Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

## 【申請要領】

経済産業省HPにて、申請要領（速報版）を公開中です。  
以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



## 【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

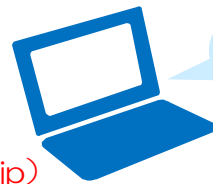
## 持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも  
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、  
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報    を入力

法人の基本事項と、  
ご連絡先

入力すると、  
申請金額を  
自動計算！

【通帳の写し】を  
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳等の写し  
※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金



# 概略②（申請のうち本登録の流れ）

## 宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること（満たしていない場合は電子申請で先に進めません）
  - (1) 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下
  - (2) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること
  - (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること
- ☑ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☑ **不給付要件（給付対象外となる者）**に該当しないこと
  - (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - (3) 政治団体
  - (4) 宗教上の組織若しくは団体
  - (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に従うこと

## 基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力  
※法人番号を入るとカンタン

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP..22へ

## 申請フォームの入力

### 売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入（2019年度が2018年度の金額）
- 決算月（1月～12月）
- 対象月の月間事業収入（2020年の売上減少月の金額）
- 直前の事業年度の対象月の月間事業収入  
→【申請金額】（＝給付額）は自動計算されます



#### 添付資料

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度（原則2019年度）の **計3枚** 確定申告書別表一の控え（1枚）、及び法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。  
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されている）

※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

### 口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード
- 支店名 ● 支店コード
- 種別（普通・当座）
- 口座番号 ● 口座名義人



#### 添付資料

- ① 法人名義の口座通帳の写し（法人の代表者名義も可）  
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方  
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

# 申請の手続

---

## ＜通常の申請＞

1.申請の要件を確認する

2.申請する

## ＜申請の特例＞

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

# 1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

## ■給付対象者・不給付要件

### ●給付対象者

- (1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。  
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ①資本金の額又は出資の総額（※1）が**10億円未満**であること。  
②**資本金の額又は出資の総額が定められていない場合**は、常時使用する従業員（※2）の数が**2,000人以下**であること。

- (2) **2019年以前から事業により**事業収入（売上）を得ており、**今後も事業を継続する意思があること**。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月**（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます**。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

### ●不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1) から(4) までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

# 1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

## ■申請期間・方法

### (1) 申請期間

給付金の申請期間は**令和2年5月1日**から**令和3年1月15日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

### (2) 申請方法

**持続化給付金の申請用HP**（<https://ijizokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12～を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

#### ■入力必須事項

- ① 法人番号
- ② 法人名
- ③ 本店所在地
- ④ 業種
- ⑤ 設立年月日
- ⑥ 資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数
- ⑦ 代表者・担当者情報
- ⑧ 代表者・担当者連絡先
- ⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入
- ⑩ 決算月
- ⑪ 対象月及び対象月の月間事業収入
- ⑫ 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義も可。）に関する情報

#### ■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え  
※少なくとも、**確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。**  
**e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。**
- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの  
※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- ③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ その他事務局が必要と認める書類



# 1. 申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

## ■宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。（申請画面にて、宣誓・同意頂きます。）

### ●宣誓・同意事項

- （1）給付対象者の要件を満たしていること
- （2）不給付要件に該当しないこと
- （3）入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- （4）事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- （5）不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- （6）暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- （7）持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に従うこと

# 1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

## ■給付額の算定方法

給付金の給付額は、200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とします。

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【**対象月**】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

例)

- ・ 3月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2018年4月から2019年3月となります。
- ・ 12月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2019年1月から2019年12月となります。

## ■給付額の算定式

S：給付額（上限200万円）（※10万円未満は切り捨て）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は200万円となります。

# 1. 申請の要件を確認する（算定例（3月決算））

## ■給付額の算定例

### 給付金額の算定例 1)

| 2019年度 | 2019年 |    |    |    |    |    |     |     |     | 2020年 |    |    |
|--------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------|----|----|
|        | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月    | 2月 | 3月 |
|        | 50    | 30 | 40 | 50 | 40 | 30 | 40  | 50  | 50  | 50    | 30 | 40 |
| 2020年度 | 2020年 |    |    |    |    |    |     |     |     | 2021年 |    |    |
|        | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月    | 2月 | 3月 |
|        | 20    |    |    |    |    |    |     |     |     |       |    |    |

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円

2020年4月の月間事業収入：20万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260\text{万円} = 500\text{万円} - 20\text{万円} \times 12$$

$$260\text{万円} > 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 200万円

# 1. 申請の要件を確認する（算定例（12月決算））

## ■給付額の算定例

### 給付金額の算定例2)

| 2019年度 | 2019年 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |
|--------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
|        | 1月    | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|        | 30    | 20 | 10 | 30 | 30 | 20 | 30 | 30 | 30 | 20  | 20  | 30  |
| 2020年度 | 2020年 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |
|        | 1月    | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|        | 40    | 20 | 20 | 13 |    |    |    |    |    |     |     |     |

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} < 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 140万円（10万円未満は切り捨てのため）



# 申請の手続

---

## ＜通常の申請＞

1.申請の要件を確認する

2.申請する

## ＜申請の特例＞

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

## 2. 申請する（基本情報・口座情報を入力）

### ■基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

|   |                       |                                                |
|---|-----------------------|------------------------------------------------|
| ① | 法人番号                  | 13桁の法人番号を入力してください                              |
| ② | 法人名                   | 会社名を記入してください                                   |
| ③ | 住所                    | 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）                |
| ④ | 書類送付先<br>※③と同じ場合は記載不要 | 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）                |
| ⑤ | 業種（日本産業分類）            | 大分類、中分類で該当する業種をご記入ください（申請画面で選択式）               |
| ⑥ | 設立年月日                 | 法人の場合：設立年月日 西暦で入力してください                        |
| ⑦ | 資本金の額又は出資の総額          | 資本金の額又は出資の総額を入力してください                          |
| ⑧ | 常時使用する従業員数            | 常時使用する従業員の数を入力してください                           |
| ⑨ | 代表者役職                 | 代表者の役職を入力してください                                |
| ⑩ | 代表者氏名                 | 代表者の氏名とフリガナを入力してください                           |
| ⑪ | 代表電話番号                | 電話番号を入力してください                                  |
| ⑫ | 担当者氏名                 | 担当者の氏名とフリガナを入力してください<br>代表者と同じ場合「同上」とご記入ください。  |
| ⑬ | 担当者電話番号               | 担当者の電話番号を入力してください<br>代表者電話番号と同じ場合「同上」とご記入ください。 |
| ⑭ | 担当者メールアドレス            | 担当者のメールアドレスを入力してください ※任意                       |
| ⑮ | 前の事業年度の事業収入           | 前の事業年度分の事業収入の合計を入力してください                       |
| ⑯ | 決算月                   | 決算月を入力してください                                   |
| ⑰ | 対象月                   | 対象月を記入してください                                   |
| ⑱ | 対象月の月間事業収入            | 前の事業年度の同月の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください      |

### ■口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。

|   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| ① | 金融機関名   | 銀行名を記入してください      |
| ② | 金融機関コード | 金融機関コード（4桁の数字）    |
| ③ | 支店名     | 支店名を記入してください      |
| ④ | 支店コード   | 支店コード（3桁の数字）      |
| ⑤ | 種別      | 普通預金/当預預金         |
| ⑥ | 口座番号    | 口座番号を入力してください     |
| ⑦ | 口座名義    | 法人の場合：法人名と一致するもの☑ |

※口座名義人は申請される法人名と一致している必要がありますが、法人の代表者名義でも可とします。

## 2. 申請する（証拠書類等の添付）

### ■証拠書類等の種類

- 申請するにあたり下記の3種類の証拠書類等の提出が必要となります。  
※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

|   | 証拠書類等の名前                 | 証拠書類等の内容                                                                           | ページ    |
|---|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ① | 確定申告書類                   | ・ 確定申告書別表一の控え（1枚）<br>・ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））<br>※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。 | P15,16 |
| ② | 2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等 | ・ 対象月の売上台帳等                                                                        | P17    |
| ③ | 通帳の写し                    | ・ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別<br>・ 口座番号・口座名義人が確認できるもの                                        | P18    |

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。（P.16参照）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

#### 【原則】

確定申告書第一表の控には収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。（P.16）

#### 【例外】

収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。（様式自由）を提出することで代替することができます。（P.23）

# 2. 申請する（証拠書類等の添付①-1 確定申告書）

## ①-1確定申告書類（計3枚）

- 確定申告書別表一の控え（1枚）
  - 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。  
 ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。  
 ※収受日付印の押印がない場合、P.23を参照して下さい。

### ■確定申告書別表一（1枚）

This form is used for supplementary information in a corporate income tax return. It contains sections for company identification, tax status, and a detailed grid for reporting various types of income and deductions. The form is labeled '確定申告書別表一' and includes a reference number 'FB0602'.

### ■法人事業概況説明書（2枚（両面））

This form provides a detailed overview of a company's business operations. It includes sections for business description, financial performance (income statement, balance sheet, cash flow), employee details, and other operational metrics. The form is labeled '法人事業概況説明書' and includes a reference number 'FB1005'. It is designed to be filled out on both sides of the sheet.

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次頁を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。



# 2. 申請する（証拠書類等の添付①-2 e-Tax）

## ①-2確定申告書類 e-Tax（4枚）

### ■受信通知（1枚）

国税電子申告・納税システム（e-Tax）  
受付システム

ログイン中

メール詳細

閉じる

送信されたデータを受け付けました。  
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

|                   |                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先               | 仙台北税務署                                                                                         |
| 利用番国別番号           | 2560041600910057                                                                               |
| 氏名又は名称            | 国税局株式会社                                                                                        |
| 代表者等氏名            | 国税太郎                                                                                           |
| 受付番号              | 20191116163318501113                                                                           |
| 受付日時              | 2019/11/18 16:33:18                                                                            |
| 種目                | 法人税及び地方法人税申告書                                                                                  |
| 事業年度 自            | 平成30年04月01日                                                                                    |
| 事業年度 至            | 平成31年10月31日                                                                                    |
| 税目                | 法人税                                                                                            |
| 申告の種類             | 確定                                                                                             |
| 所得金額又は欠損金額        | 1,000,000円                                                                                     |
| 差引確定法人税額          | 1,000,000円                                                                                     |
| 欠損金又は災害損失等の当期控除額  | —                                                                                              |
| 前期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 | —                                                                                              |
| 税目                | 地方法人税                                                                                          |
| 申告の種類             | 確定                                                                                             |
| 課税標準法人税額          | 1,000,000円                                                                                     |
| 差引確定地方法人税額        | 5,000,000円                                                                                     |
| 備考                | HUBH2731:ダイレクト納付、A.T.Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。 |

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。

※受信通知がない場合、P.23を参照して下さい。



### ■確定申告書別表一（1枚）

令和 3 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税確定申告書

平成 31 年 10 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税確定申告書

|         |         |          |            |          |           |           |           |           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |             |
|---------|---------|----------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 1 法人の名称 | 2 法人の住所 | 3 法人の代表者 | 4 法人の設立年月日 | 5 法人の設立地 | 6 法人の設立趣旨 | 7 法人の設立趣旨 | 8 法人の設立趣旨 | 9 法人の設立趣旨 | 10 法人の設立趣旨 | 11 法人の設立趣旨 | 12 法人の設立趣旨 | 13 法人の設立趣旨 | 14 法人の設立趣旨 | 15 法人の設立趣旨 | 16 法人の設立趣旨 | 17 法人の設立趣旨 | 18 法人の設立趣旨 | 19 法人の設立趣旨 | 20 法人の設立趣旨 | 21 法人の設立趣旨 | 22 法人の設立趣旨 | 23 法人の設立趣旨 | 24 法人の設立趣旨 | 25 法人の設立趣旨 | 26 法人の設立趣旨 | 27 法人の設立趣旨 | 28 法人の設立趣旨 | 29 法人の設立趣旨 | 30 法人の設立趣旨 | 31 法人の設立趣旨 | 32 法人の設立趣旨 | 33 法人の設立趣旨 | 34 法人の設立趣旨 | 35 法人の設立趣旨 | 36 法人の設立趣旨 | 37 法人の設立趣旨 | 38 法人の設立趣旨 | 39 法人の設立趣旨 | 40 法人の設立趣旨 | 41 法人の設立趣旨 | 42 法人の設立趣旨 | 43 法人の設立趣旨 | 44 法人の設立趣旨 | 45 法人の設立趣旨 | 46 法人の設立趣旨 | 47 法人の設立趣旨 | 48 法人の設立趣旨 | 49 法人の設立趣旨 | 50 法人の設立趣旨 | 51 法人の設立趣旨 | 52 法人の設立趣旨 | 53 法人の設立趣旨 | 54 法人の設立趣旨 | 55 法人の設立趣旨 | 56 法人の設立趣旨 | 57 法人の設立趣旨 | 58 法人の設立趣旨 | 59 法人の設立趣旨 | 60 法人の設立趣旨 | 61 法人の設立趣旨 | 62 法人の設立趣旨 | 63 法人の設立趣旨 | 64 法人の設立趣旨 | 65 法人の設立趣旨 | 66 法人の設立趣旨 | 67 法人の設立趣旨 | 68 法人の設立趣旨 | 69 法人の設立趣旨 | 70 法人の設立趣旨 | 71 法人の設立趣旨 | 72 法人の設立趣旨 | 73 法人の設立趣旨 | 74 法人の設立趣旨 | 75 法人の設立趣旨 | 76 法人の設立趣旨 | 77 法人の設立趣旨 | 78 法人の設立趣旨 | 79 法人の設立趣旨 | 80 法人の設立趣旨 | 81 法人の設立趣旨 | 82 法人の設立趣旨 | 83 法人の設立趣旨 | 84 法人の設立趣旨 | 85 法人の設立趣旨 | 86 法人の設立趣旨 | 87 法人の設立趣旨 | 88 法人の設立趣旨 | 89 法人の設立趣旨 | 90 法人の設立趣旨 | 91 法人の設立趣旨 | 92 法人の設立趣旨 | 93 法人の設立趣旨 | 94 法人の設立趣旨 | 95 法人の設立趣旨 | 96 法人の設立趣旨 | 97 法人の設立趣旨 | 98 法人の設立趣旨 | 99 法人の設立趣旨 | 100 法人の設立趣旨 |
|---------|---------|----------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|

### ■法人事業概況説明書（2枚（両面））

法人事業概況説明書

令和 3 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税確定申告書

平成 31 年 10 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税確定申告書

|         |         |          |            |          |           |           |           |           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |             |
|---------|---------|----------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 1 法人の名称 | 2 法人の住所 | 3 法人の代表者 | 4 法人の設立年月日 | 5 法人の設立地 | 6 法人の設立趣旨 | 7 法人の設立趣旨 | 8 法人の設立趣旨 | 9 法人の設立趣旨 | 10 法人の設立趣旨 | 11 法人の設立趣旨 | 12 法人の設立趣旨 | 13 法人の設立趣旨 | 14 法人の設立趣旨 | 15 法人の設立趣旨 | 16 法人の設立趣旨 | 17 法人の設立趣旨 | 18 法人の設立趣旨 | 19 法人の設立趣旨 | 20 法人の設立趣旨 | 21 法人の設立趣旨 | 22 法人の設立趣旨 | 23 法人の設立趣旨 | 24 法人の設立趣旨 | 25 法人の設立趣旨 | 26 法人の設立趣旨 | 27 法人の設立趣旨 | 28 法人の設立趣旨 | 29 法人の設立趣旨 | 30 法人の設立趣旨 | 31 法人の設立趣旨 | 32 法人の設立趣旨 | 33 法人の設立趣旨 | 34 法人の設立趣旨 | 35 法人の設立趣旨 | 36 法人の設立趣旨 | 37 法人の設立趣旨 | 38 法人の設立趣旨 | 39 法人の設立趣旨 | 40 法人の設立趣旨 | 41 法人の設立趣旨 | 42 法人の設立趣旨 | 43 法人の設立趣旨 | 44 法人の設立趣旨 | 45 法人の設立趣旨 | 46 法人の設立趣旨 | 47 法人の設立趣旨 | 48 法人の設立趣旨 | 49 法人の設立趣旨 | 50 法人の設立趣旨 | 51 法人の設立趣旨 | 52 法人の設立趣旨 | 53 法人の設立趣旨 | 54 法人の設立趣旨 | 55 法人の設立趣旨 | 56 法人の設立趣旨 | 57 法人の設立趣旨 | 58 法人の設立趣旨 | 59 法人の設立趣旨 | 60 法人の設立趣旨 | 61 法人の設立趣旨 | 62 法人の設立趣旨 | 63 法人の設立趣旨 | 64 法人の設立趣旨 | 65 法人の設立趣旨 | 66 法人の設立趣旨 | 67 法人の設立趣旨 | 68 法人の設立趣旨 | 69 法人の設立趣旨 | 70 法人の設立趣旨 | 71 法人の設立趣旨 | 72 法人の設立趣旨 | 73 法人の設立趣旨 | 74 法人の設立趣旨 | 75 法人の設立趣旨 | 76 法人の設立趣旨 | 77 法人の設立趣旨 | 78 法人の設立趣旨 | 79 法人の設立趣旨 | 80 法人の設立趣旨 | 81 法人の設立趣旨 | 82 法人の設立趣旨 | 83 法人の設立趣旨 | 84 法人の設立趣旨 | 85 法人の設立趣旨 | 86 法人の設立趣旨 | 87 法人の設立趣旨 | 88 法人の設立趣旨 | 89 法人の設立趣旨 | 90 法人の設立趣旨 | 91 法人の設立趣旨 | 92 法人の設立趣旨 | 93 法人の設立趣旨 | 94 法人の設立趣旨 | 95 法人の設立趣旨 | 96 法人の設立趣旨 | 97 法人の設立趣旨 | 98 法人の設立趣旨 | 99 法人の設立趣旨 | 100 法人の設立趣旨 |
|---------|---------|----------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|

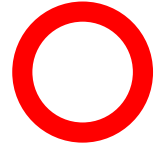
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2. 申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

## ②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。  
フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、  
エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。  
書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータ  
が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。  
（2020年●月と明確に記載されている等）

## 経理ソフトから抽出した売上データ

[illegible]

## エクセルで作成した売上データ



2019年度売上編

売上月

1

月分

1月1日

～

1月31日

売上

0

(内税)

8%前払

0

10%前払

0

前年2月1日

1

月

1日

～

31日

請求日

2019年2月1日

請求先

印刷

※印は軽減税率対象商品です。

| No. | 日付 | 取引先 | 品名 | 数/単位 | 単価 | 合計<br>(税込) |
|-----|----|-----|----|------|----|------------|
| 85  |    |     |    |      |    |            |
| 86  |    |     |    |      |    |            |
| 87  |    |     |    |      |    |            |
| 88  |    |     |    |      |    |            |
| 89  |    |     |    |      |    |            |
| 90  |    |     |    |      |    |            |
| 91  |    |     |    |      |    |            |

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

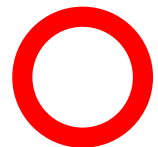
㊻

㊼

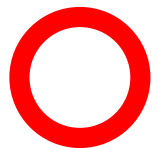
㊽

㊾

㊿



手書きの売上帳のコピーなど

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

# 2. 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

## ③通帳の写し

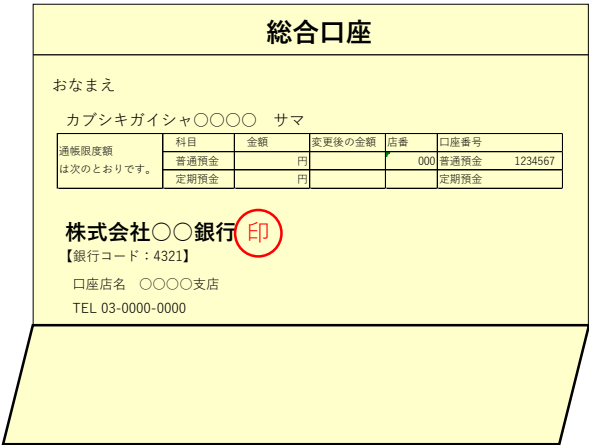
法人名義の口座の通帳の写し。（法人の代表者名義も可）  
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように  
スキャン又は撮影して下さい。  
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた  
1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出  
してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を  
提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！  
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・  
名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いが  
できません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2. 申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

### ■登録内容の確認

- 宣誓・同意事項の承認（チェック）
- 下記の入力情報が正しいかの確認
  - ①基本情報
  - ②売上額（申請金額は自動計算）
  - ③口座情報

### ■証拠書類等の添付・確認

- 証拠書類等が正しく添付されているかの確認
  - ①確定申告書別表一の控え及び  
法人事業概況説明書の控え
  - ②2020年の対象月の売上台帳等
  - ③通帳の写し

## 2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

### ■申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。  
不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。  
なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。  
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

### ■不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

**「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい**



## B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。

※ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。  
※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

### ■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限200万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

### ■証拠書類等

- ① 基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え  
※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分
- ② 対象期間の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

## B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

### ■算定例

毎年5月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3ヶ月

2019年度（年間事業収入：650万円、基準期間事業収入：600万円）

| 月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 万円 | 150 | 300 | 150 | 10 | 10 | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 30 |

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が50%以上減少

2020年度（対象期間事業収入：250万円）

| 月  | 4月  | 5月  | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 万円 | 100 | 100 | 50 | 10 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   |

650万円（基準期間事業収入）－ 250万円（対象期間事業収入）＝ 400万円  
 400万円 > 200万円（上限額）

給付額200万円

### ■算定例

毎年3月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン  
 ※この場合は、2018年度・2019年度の確定申告書類の控えの2つを提出してください。

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3ヶ月

この場合は、2019年2月～2019年4月（250万円）の月間事業収入の合計が、2019年度の年間事業収入（290万円）に占める割合に基づいて判断。

2018年度

| 月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 万円 | 60 | 10 | 10 | 10 | 10 | 20 | 20  | 20  | 30  | 30 | 70 | 120 |

2019年度（年間事業収入：290万円）

| 月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 万円 | 60 | 20 | 20 | 10 | 10 | 20 | 20  | 20  | 30  | 30 | 30 | 20 |

適用条件① 対象期間 同月の3か月間（70万円） 事業収入が50%以上減少

2020年度

| 月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 万円 | 20 | 10 | 10 | 10 | 10 | 20 | 20  | 20  | 30  |

250万円（基準期間事業収入）－ 70万円（対象期間事業収入）＝ 180万円  
 180万円 < 200万円（上限額）

給付額180万円